

入札説明書

1. 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 委託する業務の名称

車両清掃業務委託（貸切高速営業所）

(2) 履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日

(3) 調達案件の仕様及び履行場所等

仕様書による

(4) 入札日時及び場所

上記1（1）に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

〔入札場所〕長崎県交通局本局3階第2研修室

〔入札日〕令和8年6月18日（木）

〔入札時間〕10時00分から

【注意事項】

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期する場合もあるので、事前に2の①の部局に確認すること

(5) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 上記1（1）に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）を入札書に記載すること。

ウ 落札決定については、予定台数に単価を乗じた額の合計で、予定価格の制限範囲内かつ、最低額をもって落札者を決定する。ただし、契約は1台あたりの単価契約とする。

エ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

オ 入札書の提出後は、書き換え、引き換え又は撤回することができないこと。

カ 入札者が代理人である場合は、入札書には代理人の記名押印が必要であること。なお、この場合は必ず『入札委任状』を提出すること。

【注意事項】

- ・ 入札書は、封かんのうえ封筒に会社名及び入札物件名を記入して提出して下さい。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印して下さい。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・ 入札書の宛名は「長崎県交通局長 石田 智久」宛として下さい。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 入札保証金等は、開札日の前日までに提出すること。

(イ) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出したとき。

【注意事項】

- ・ 入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して7日目としてください。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出したとき。

(7) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(8) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからキにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は、受けることが明らかである者が入札したとき。

キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(9) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等

排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・ 第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で、再度、再々度入札を行う予定です。

(10) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ 単価契約とする。
- ウ この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定に揚げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県交通局契約事務規程の定めるところによるものであること。

(11) 競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ [車両清掃業務委託に関する令和8年6月1日付け競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者](#)であること。
- エ この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

2. その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

〔住所〕 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
〔名称〕 長崎県交通局 管理部 総務課（総務班）
〔電話〕 095-822-5141

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

- ア 申請の時期は、この入札に関する公告の日から[令和8年6月12日](#)までとする。
- イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
2の(1)の部局